

奈義町立中学校改築工事基本設計業務  
プロポーザル実施要領

令和元年 12 月 6 日

岡山県奈義町

# 目次

## 1. プロポーザルの目的・概要

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 委託業務概要
- (4) 選考方法
- (5) プロポーザルスケジュール
- (6) 発注者及び事務局

## 2. 事業概要

- (1) 事業名
- (2) 予定地
- (3) 敷地面積
- (4) 校舎延床面積
- (5) 学校規模
- (6) 事業スケジュール（予定）
- (7) 想定事業費

## 3. 委託業務

- (1) 業務名称
- (2) 業務範囲
- (3) 履行期限
- (4) 業務委託料

## 4. 参加資格要件

- (1) 参加資格
- (2) 企業体の要件
- (3) 配置技術者の要件
- (4) 参加に対する制限

## 5. 参加手続き

- (1) 参加予定登録
- (2) 質問書
- (3) 現地見学会
- (4) 一次審査（書類審査）提出物
- (5) 二次審査（公開ヒアリング）提出物

## 6. 審査方法

- (1) 審査体制
- (2) 審査の匿名性
- (3) 一次審査（書類審査）
- (4) 二次審査（公開ヒアリング）

## 7. その他

- (1) 失格基準
- (2) 契約について
- (3) プロポーザル参加にかかわる費用負担
- (4) 参考資料
- (5) その他

## 1. プロポーザルの目的・概要

奈義中学校の現校舎は、昭和42年から45年に竣工後、時代に応じた教育環境の整備と長寿命化を図ってきましたが、平成27年に実施した耐震診断において「耐震性能が不足している」と判定され、既存施設の耐震化や施設一体型の小中一貫校に向けた移設など、様々な議論が行われました。なかでも、中学校移設については町民の皆様に関心を持っていただき、署名による町民の声をはじめ、多くの方々の想いと期待が寄せられました。これらを踏まえ、中学校は「敷地内に建て替える」こと決定し、奈義小学校との施設隣接型一貫教育を目指す方針のもとに「奈義町立中学校基本構想」を策定するなど、検討を進めて参りました。

本プロポーザルは、生徒の能力と可能性を最大限に引き出すことができ、将来の社会の変革にも対応できるような設備を有し、地域との共生が図られ、防災拠点ともなる中学校を建設するにあたり、高い技術力と豊富な経験等を有する設計者を選定することを目的に実施するものです。

### (1) 目的

本プロポーザルは、「奈義町立中学校基本構想」を踏まえ、奈義町立中学校改築工事基本設計業務を委託するにあたり、柔軟かつ高度な発想力、設計能力及び豊富な経験を有する設計者を選定することを目的として実施します。

また、本プロポーザルは、具体的な設計案を選定するものではなく、受託候補者の選定のために必要な技術提案書等の提出を求めるものです。

### (2) 名称

奈義町立中学校改築工事基本設計業務プロポーザル

### (3) 委託業務概要

奈義町立中学校改築工事における基本計画、基本設計業務等

### (4) 選考方法

公募型プロポーザル。審査は、一次審査（書類審査）及び二次審査（公開ヒアリング）の2段階形式で行います。

#### (5) プロポーザルスケジュール

1. 募集要領発表	令和元年	12月6日(金)
2. 参加予定登録受付	〃	12月20日(金)まで
3. 現地見学会申込受付	〃	12月19日(木)まで
4. 現地見学会	〃	12月23日(月)
5. 質問受付	〃	12月24日(火)まで
6. 質問回答期間	〃	12月26日(木)まで随時
7. 一次審査提出物提出期限	令和2年	1月14日(火)
8. 一次審査	〃	1月27日(月)
9. 一次審査結果公表	〃	1月29日(水) 予定
10. 二次審査提出物提出期限	〃	2月25日(火)
11. 二次審査	〃	3月3日(火)
12. 二次審査結果公表	〃	3月上旬

#### (6) 発注者及び事務局

発注者	岡山県奈義町
事務局	奈義町教育委員会 学事課

## 2. 事業概要

### (1) 事業名

奈義町立中学校改築事業

### (2) 予定地

岡山県勝田郡奈義町久常 193 番地

### (3) 敷地面積

約 33,000 m<sup>2</sup>

### (4) 校舎延床面積

5,500 m<sup>2</sup>以下

### (5) 学校規模

8 学級程度（普通学級 6、特別支援学級 2 を基本とします）。

詳細は「奈義町立中学校改築工事基本設計業務に係わる特記仕様書（案）」を参照。

### (6) 事業スケジュール（予定）

令和元年 6 月            基本構想【完了】

令和 2 年 10 月        基本計画、基本設計の完了

令和 3 年 8 月        実施設計の完了

令和 3 年～            施設整備（建築・外構工事、校舎解体、校舎跡地整備）

※具体的な事業スケジュールは委託業務内で検討します。

### (7) 想定事業費

最大で 18 億円程度を想定。

※実施設計・工事監理業務、備品・什器購入、解体・外構工事を含む。

### 3. 委託業務

#### (1) 業務名称

奈義町立中学校改築工事基本設計業務

#### (2) 業務範囲

詳細は「奈義町立中学校改築工事基本設計業務に係わる特記仕様書（案）」を参照

- ア 基本計画の策定
- イ 設計条件等の整理
- ウ 基本設計方針の策定
- エ 基本設計図書一式の作成
- オ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ
- カ 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打ち合わせ
- キ 工事工程表及び概算工事費の作成
- ク 透視図作成
- ケ 模型製作
- コ 生徒・教職員・住民等とのワークショップ開催
- サ 地盤調査等の調査補助
- シ 打ち合わせ協議資料・議事録の作成
- ス その他、本業務に必要な事項（協議の上決定）

#### (3) 履行期限

基本設計：令和2年10月（予定）

#### (4) 業務委託料

予算限度額：33,000千円（消費税等を含む。）

## 4. 参加資格要件

### (1) 参加資格

本プロポーザルに参加することができるものは、次の要件をすべて満たす単体企業、または次の要件をすべて満たす者で構成される企業体とします。

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ウ 公募開始日から契約締結日まで、指名停止の措置を受けていないこと。
- エ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者（再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- キ 本プロポーザルにおいて、他の企業体の構成員、又は他の参加者の協力事務所（設計業務を実施するうえで、業務の一部を再委託する設計事務所等をいう。）になっていない者。
- ク 企業体の構成員、又は参加者にならない場合、複数の参加申込者に協力事務所として協力すること（協力事務所としての重複参加）を認める。

### (2) 企業体の要件

企業体で参加する場合は、前述の参加資格ア～カに加え下記要件を満たす者で構成すること。

- ア 構成員は、企業体の代表者となる事業者を決め、代表者は全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。
- イ 代表者は管理技術者が所属する事業者であること。
- ウ 各構成員は、本プロポーザルに参加する単体企業、他の参加者の協力事務所、又は他の企業体の構成員ではない者であること。

### (3) 配置技術者の要件

- ア 管理技術者が、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条に定める一級建築士の資格を有していること。
- イ 管理技術者が、平成 21 年 4 月 1 日以降に小学校、中学校、小中一貫校、義務教育学校、中高一貫校のいずれかの新築または改築について、基本設計から実施設計までのプロセス全体に関わった実績（異なる組織での実績も可とする。）を有する者であること。
- ウ 管理技術者及び各主任技術者（意匠、構造、電気、機械設備）を配置すること。
- エ 管理技術者と各主任技術者の兼任、また各分野の主任技術者の兼任は認めない。
- オ 各分野の主任技術者は 1 名ずつとし、1 つの分野に複数人の主任技術者を配置することは認めない。
- カ 構造担当主任技術者、電気担当主任技術者、機械設備担当主任技術者は協力事務所からの配置を認める。

### (4) 参加に対する制限

- ア 提案者 1 者につき、申し込みは 1 件とする。
- イ 以下の者は応募資格がないものとする。
  - 1) 審査委員およびその家族
  - 2) 審査委員が大学に所属する場合においては、その審査委員が主宰しているゼミまたは研究室に現に所属する者（秘書、助手、助教も含む）。



## 5. 参加手続き

### (1) 参加予定登録

本プロポーザルへの参加を予定している単体企業、または企業体は、参加予定登録書を提出し、登録番号を取得してください。

ア 提出期限：令和元年12月20日(金)17時まで

イ 提出書式：参加予定登録書(様式1-1、様式1-2)

ウ 提出先：奈義町教育委員会 学事課

エ 提出方法：電子メールのみ ([kyouiku@town.nagi.lg.jp](mailto:kyouiku@town.nagi.lg.jp))

メール表題に「奈義町立中学校プロポーザル参加予定登録書(会社名)」と記載してください。電子メールの受取後、事務局より登録番号発行メールを送信します。

### (2) 質問書

質問はプロポーザル実施要領の内容、提出物の作成、委託業務に関する事項に限ることとし、審査内容や提案内容に関する質問は受け付けません。前述の参加予定登録書を提出していない場合でも質問書の提出は可能です。

ア 提出期限：令和元年12月24日(火)17時まで

イ 提出書式：質問書(様式9)

ウ 提出先：奈義町教育委員会 学事課

エ 提出方法：電子メールのみ。([kyouiku@town.nagi.lg.jp](mailto:kyouiku@town.nagi.lg.jp))

メール表題に「奈義町立中学校プロポーザル質問書(会社名)」と記載してください。電子メール受取後、事務局より受信確認メールを送信します。

オ 回答：令和元年12月26日(木)まで随時回答(週2回程度の回答を想定)

質問者を特定できない形で奈義町ホームページに公開します。なお、質問の内容により回答できない場合があります。

### (3) 現地見学会

ア 実施日時：令和元年 12 月 23 日(月) (午後 1 時半から 1 時間程度を予定)

イ 申込期限：令和元年 12 月 19 日(木) 17 時まで

ウ 様式：様式は自由とします。下記内容を必ず記載してください

①事務所名

②責任者氏名

③参加者氏名

④見学会当日に連絡が取れる連絡先

エ 提出先：奈義町教育委員会 学事課

オ 申込方法：電子メールのみ ([kyouiku@town.nagi.lg.jp](mailto:kyouiku@town.nagi.lg.jp))

メール表題に「奈義町立中学校見学会 (会社名)」と記載して下さい。

電子メール受取後、事務局より受信確認メールを送信します。

- ・ 申し込みできる人数は 1 社につき 3 名以内とします。
- ・ 現地見学会の際に質疑は受け付けません。
- ・ 当日は担当職員の指示に従い、許可された範囲内でのみ行動してください。
- ・ 事故、怪我、紛失、その他トラブルにつきましては一切の責任を負いかねます。
- ・ 本見学会以外で見学の受付はしません。
- ・ 奈義中学校に直接連絡を取る行為や、見学会以外で敷地に立ち入るなど、問題を起こした者については、本プロポーザルの申し込みを受け付けない場合があります。

### (4) 一次審査(書類審査)提出物

「奈義町立中学校改築工事基本設計業務プロポーザル提出物作成要領」を参照して提出してください。

### (5) 二次審査(公開ヒアリング)提出物

提出者は一次審査の通過者とします。

「奈義町立中学校改築工事基本設計業務プロポーザル提出物作成要領」を参照して提出してください。

## 6. 審査方法

本プロポーザルは2段階での選考審査を行います。チーム編成や提案方針等による一次審査と、技術提案等による二次審査を行い、受託候補者1者と次点者1者を決定するものとします。審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けません。なお、一次審査結果の講評と、受託候補者と次点者の選定理由については公表しますが、提案者の得点等は公表しません。

### (1) 審査体制

審査は奈義町立中学校建設基本設計プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）によって行います。

- ・ 鈴木 賢一（建築、名古屋市立大学大学院 教授）
- ・ 高旗 浩志（教育、岡山大学教師教育開発センター 教授）
- ・ 服部 康正（教育、岡山大学大学院 教授（特任））
- ・ 星野 裕司（景観、熊本大学くまもと水循環・減災研究教育センター 准教授）
- ・ 有森 達也（岡山県土木部 都市局 建築指導課 課長）
- ・ 松原 三郎（奈義町立中学校基本構想検討委員会 委員長）
- ・ 森藤 文典（奈義町副町長）
- ・ 和田 潤司（奈義町教育長）

### (2) 審査の匿名性

一次審査では、審査の公平性を担保するため、設計事務所の名称、個人名など、提案者を特定する情報が記載されていない提出物をもとに審査します。

### (3) 一次審査（書類審査）

ア 開催日時

令和2年1月27日(月)

イ 審査方法

「エ 評価基準」に基づき審査委員会が評価し、5者程度を公開ヒアリングの参加予定者として選定します。

ウ 結果通知

一次審査通過者に文書により通知するほか、奈義町ホームページに掲載します。

## エ 評価基準

一次審査においては、下記の項目を基に評価を行います。

評価項目	評価基準	配分		備考
事務所の能力	同種・類似業務実績	30		同種・類似実績数及び内容について審査します。
配置技術者の能力	業務実績	30	20	業務実績について審査します。
	受賞実績		10	受賞実績について審査します。
チームの能力	担当チームの編成方針	50	20	設計チームの特徴などを含んだ編成方針について審査します。
	業務の実施方針		30	設計チームの勤務所在地や、打ち合わせの頻度・打ち合わせ方法の考え方など円滑な業務取り組みに関する工夫を審査します。
提案方針	技術提案に向けた方針概要	90		二次審査の技術提案に向けた方針について審査します。
合計		200		

### (4) 二次審査（公開ヒアリング）

#### ア 開催日時

令和2年3月3日(火)。詳細は一次審査通過者に連絡します。

#### イ 審査場所

奈義町文化センター

#### ウ 審査方法

- 公開ヒアリングは、提案者によるプレゼンテーション及び審査委員による質疑により行い、「ク 評価基準」に基づき審査委員会が審査します。審査は非公開とします。

#### エ 公開ヒアリングについて

- 公開ヒアリングはプレゼンテーション（10分間）、質疑（20分）により行います。
- 模型の持ち込みについては不可とします。
- 提案者は、他の提案者のヒアリングに際し会場へ入室できないものとします。なお、ヒアリングを終えた提案者が会場へ入室することは可能とします。
- 発表者以外の関係者の入場は可能です。ただし、発表者とその関係者が、連絡を取り合うなど審査の公平性に影響する行為があった場合は失格とする場合があります。

オ 発表者について

- ・ 発表者はパソコンの操作者を含めて3人以内とし、管理技術者と意匠担当主任技術者の出席は必須とします。
- ・ プレゼンテーションは意匠担当主任技術者が行うこととします。

カ プレゼンテーションで使用する機器・データ等について

- ・ プレゼンテーションはパワーポイントなどを利用してパソコンで行うものとします。使用するパソコンは提案者が準備するものとします。
- ・ 使用するデータは提出した技術提案書に基づいたものとし、変更や追加は認めません。
- ・ プロジェクターのインターフェースはHDMIタイプAのみとします。

キ 結果通知

二次審査結果は文書により通知するほか、奈義町ホームページに掲載します。また受託候補者及び次点者の選定理由と、第一次審査通過者の技術提案書を、後日奈義町ホームページで公表します。

ク 評価基準

二次審査においては、下記の評価項目を基に評価を行います。

評価項目	評価基準	配分		備考
意欲	取り組み意欲	5		業務に対する取り組み意欲をヒアリング中心に審査します。
業務の理解度	提案課題の捉え方	5		提案を求めている事項を的確にとらえているかヒアリングを中心に審査します。
提案内容	配置計画	175	25	特定テーマの項目ごとに、提案内容の独創性、実現性を審査します。
	屋内空間		25	
	景観		25	
	地域開放・防災		25	
	建設工程		25	
	設計プロセス		25	
	その他独自の提案		25	
設計コスト	業務参考見積額	15		提案内容と参考見積額のバランスが適正であるか審査します。
合計		200		

## 7. その他

### (1) 失格基準

次のいずれかに該当する場合、失格とする場合があります。

- ア 審査委員、事務局関係者に不正な接触があったと町が判断した場合
- イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- エ 提出物の不足や不備など、提出物が作成要領で示された条件に適合しない場合

### (2) 契約について

受託候補者との協議が整った場合は、当該者と業務委託契約を締結します。なお、協議が不調となった場合は、次点者を交渉権者とします。

### (3) プロポーザル参加にかかわる費用負担

本プロポーザルへの参加等に要する費用は、すべて参加者の負担となります。

### (4) 参考資料

- ア [奈義町学校教育改革プラン](#)
- イ [奈義町立中学校基本構想](#)
- ウ 奈義町立中学校改築工事基本設計業務に係わる特記仕様書（案）
- エ 奈義町立奈義中学校現況配置図
- オ 奈義町立奈義中学校周辺地図

### (5) その他

- ア 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。
- イ 町は、選定された技術提案書等に拘束を受けないものとします。
- ウ 提出物に記載された配置予定技術者は病休、死亡又は退職など極めて特別な理由があると認められた場合を除き、業務完了まで変更することは認めません。
- エ 本業務受託者には、業務を通じて優れた事業者であると判断された場合に、実施設計、工事監理について別途、随意契約を締結する予定です。それぞれの業務の委託料については、平成31年国土交通省告示第98号「建築事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」に準拠した方法により算定し、奈義町一般会計予算に計上される金額の範囲内とします。なお、令和2年度以降の予算及び事業計画の修正等により、業務の委託が不可能になった場合などには、実施設計委託及び工事監理委託を実施しない場合があります。